# CROSS SHINJUKU VISION

セールスシート

株式会社ユニカ





### スポットCM放映料金

期間	15秒2回/時間(34回/日)	15秒4回/時間(68回/日)	15秒8回/時間(136回/日)
1日	120,000円	200,000円	300,000円
1週間	480,000円	800,000円	1,200,000円
2週間	860,000円	1,440,000円	2,160,000円
1ヶ月間(30日)	1,260,000円	2,080,000円	3,120,000円
3ヶ月間(90日)	2,880,000円	4,600,000円	6,900,000円
6ヶ月間(180日)	4,800,000円	8,000,000円	12,000,000円
1年間(360日)	9,000,000円	15,000,000円	22,500,000円

※別途、編成実費10,000円を申し受けます。(素材数が3種類以上の場合などは金額が異なります。詳しくはお問い合わせくださいませ。)

### エンタメコンテンツ限定プラン

適用商材:音楽(公演、CD/BD等)、映画(劇場公開、DVD/BD等)・番宣(地上波)

期間	15秒4回/時間(68回/日)・30秒2回/時間(34回/日)・60秒1回/時間(17回/日)	
7日間	200,000円	

※別途、編成実費10,000円を申し受けます。(素材数が3種類以上の場合などは金額が異なります。詳しくはお問い合わせくださいませ。)

### 買切り放映料金(イベント・中継放映)

5分間まで/1回	10分間/1回	30分間/1回	60分間/1回
250,000円	350,000円	840,000円	1,440,000円

※別途編成管理・対応実費として、事前入稿の場合50,000円、中継放映の場合100,000円を申し受けます。 また放映内容により警備員の手配が必要となる場合がございます。



### 動画

項目	仕様	
入稿ファイル	MP4、MOV/ 500MBまで	
解像度	3160×1360、1920×1080他 下記放映パターンを参照	
フレームレート	29.97fps	
ビットレート	10Mbps以下	
オーディオ	48kHz / 16 bit	

### 静止画

項目	仕様	
入稿ファイル	JPEG	
解像度	100dpi	

- ・放映開始5日前までに素材データを入稿して下さい。
- ・入稿規定以外のフォーマットは受領できない場合もございます。

### 放映パターン

下記A~D以外の放映パターンをご希望の際は、ご相談ください。

### A 全画面放映

動画(静止画も可) W3160×H1360 pixel

C 1 6:9 動画+静止画

静止画 動画(静止画も可) W1920×H1080 pixel pixel

B 静止画 + 16:9 動画



D 16:9 動画+両サイド黒塗り

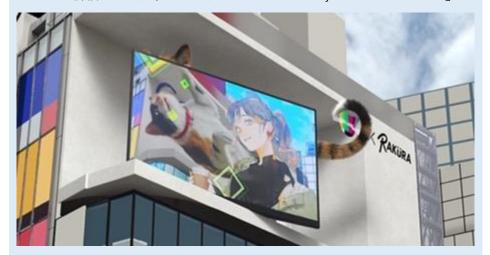


魅力的なコンテンツを多数発信することで、「新宿の猫前」は、新宿の新たな名所・待ち合わせ場所となっております。 「<mark>新宿東口の猫</mark>」は、ランダム放映に加え、毎時00分、15分、30分、45分の「猫チャンネル」にて、皆様に時刻をお伝えします。 これらのコンテンツにより、クロス新宿ビジョンは、新宿駅東口広場に集まる多くの人々の注目・関心を強く惹きつけます。

自社コンテンツ「猫チャンネル」



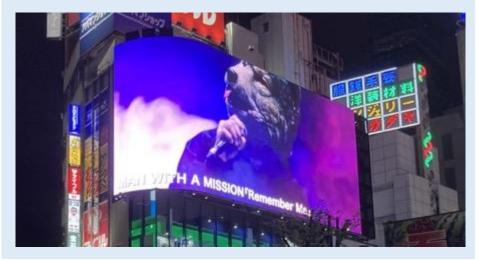
クロス新宿ビル公式テーマソング&MV「Shinjuku no neko mae」



自社コンテンツ「新宿UFOゲートウェイト



音楽番組「エンタメ CROSSING」



バンダイナムコ「ドラゴンボールZドッカンバトル」



スクウェア・エニックス「星のドラゴンクエスト」



ポケモン「ポケモンGO」



カプコン「モンスターハンターライズ:サンブレイク」



ソニーネットワークコミュニケーションズ「Nuro光」



レノボ「ノートパソコン Yoga」



マセラティ「MC20」



サンリオ「ポムポムプリン」



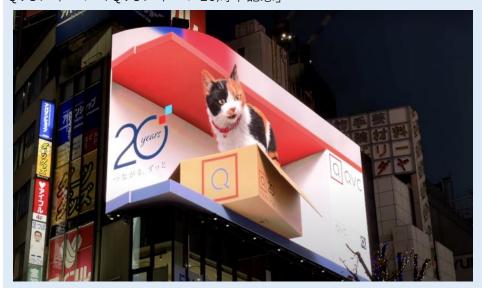




ビーイング「ZARD30周年サブスク解禁」



QVCジャパン「QVCジャパン20周年記念」



アイロボット「ルンバ・3D巨大猫コラボ」



# 「猫コラボ」の映像制作が可能!



クライアント様の商材と、「新宿東口の猫」のコラボにより、現場はもちろん、メディアやSNS等による拡散効果を期待できます。猫コラボ映像の制作は、「新宿東口の猫」の制作を担当した「オムニバス・ジャパン」が対応いたします。映像制作費は、【簡易コラボ】既存猫映像(コラボ素材を除く)の転用や、「はめこみVer.」の場合で400,000円程度~、【オリジナルコラボ】全くのクライアント様オリジナル制作の場合で5,000,000円程度~、映像制作が可能です。制作費の他、下記のキャラクター使用料金が必要です。詳しくはお問い合わせくださいませ。

### 【キャラクター使用料金】

内容	素材尺	使用料金(消費税別)
【オリジナルコラボ】	15秒まで	600,000円
クライアント様オリジナル制作	30秒まで	1,000,000円
【簡易コラボ】 既存素材転用/はめ込み	15秒まで	250,000円
	30秒まで	500,000円

※猫のキャラクター(個性・サイズ)一貫性を保護する為、猫コラボCM内容には制限を設けさせて頂きます。内容によっては、お受けできない場合もございます。 ※複数素材制作等の場合は、割引も可能です。詳しくはお問い合わせください。

### マスメディアやWEB、SNSなどでの拡散が期待できます。





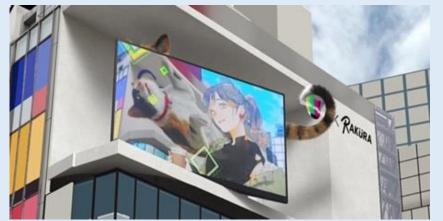


### 【オリジナルコラボ】の例 日産「にゃっさんデイズ」



### 【簡易コラボ】の例

猫コラボ・はめ込みVer. (既存の2D映像をはめ込み、部屋の意匠を変更可能)



3Dや猫コラボなどの放映の様子は、ご希望を頂いた場合、<mark>クロス新宿ビジョン公式SNS</mark>で放映の様子をご紹介いたします。 「クロススペース」のTwitterやYouTubeアカウントでの放映紹介や、「<mark>新宿東口の猫」Twitterキャラクターアカウント</mark>での「絡み」は リクエストが非常に多く、屋外広告でありながら、地理的な制限を超え、広告内容を広く拡散させます。













世界一の乗降客数を誇る「新宿駅」前をジャックする3基/2基シンクロ放映は、圧巻のインパクトの大人気プランです。 全画面同一の素材で放映するパターンが一般的ですが、関連する2種類の素材をクロス新宿ビジョン・アルタビジョンで放映し、 画面と画面を飛び越えるダイナミックなアクションを演出する広告手法が、人気を高めています。









# メディア露出事例(国内から海外まで)

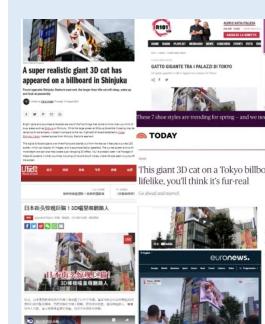


日本はもちろん、世界中に拡散された「新宿東口の猫」の映像によって、クロス新宿ビジョンは海外においても高い認知度を誇ります。 コロナの影響がある中でも、様々な地域から多くの観光客が、クロス新宿ビジョン前まで記念撮影に訪れており、 インバウンド関連など、広く国内外に訴求したい商材の広告放映に、最適の媒体です。

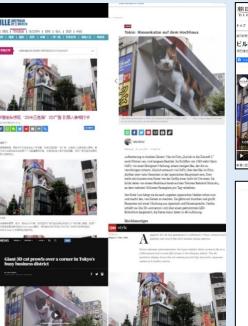
















# クロス新宿スペースと組み合わせたプロモーション

# CROSS SHINJUKU VISION

#### 新宿駅前、注目のランドマークを一棟まるごと巨大なメディアに!!

- ・クロス新宿ビジョンのダイナミックな音と映像の演出で、広く注目を集めます
- ・巨大ラッピング広告やビル内ライトアップで、関心・購買意欲を高めます
- ・建物内イベントスペースの活用で、製品体験から商談・購入まで可能になります。

### [ガラス面]

製品ビジュアルを 拡大した ラッピングを展開。



3Fガラス面

2Fガラス面

I F ガラス面



<u>CROSS SHINJUKU VISION</u> 大型ビジョンでCMを大々的に放映





商品CMを大々的に放映。

また、各階層でのイベント告知なども併せて放映。

※猫の映像でおなじみの3Dのおオリジナル映像補放映も可能。



#### 3F

### 商談スペースとして活用

興味をお持ちいただいた来場者を会議室へご案内。 商談ブースとして活用。

※出演者・関係者・スタッフの控室としても活用。



### 2F

### 展示スペースやストックとして活用

車両サイズまで展示可能な為、開口して展示〜周囲へのアピールや、配布物、販売粒やツールのストックスペースとして活用。

### <u>1</u>F

#### 来街者コンタクトスペースして活用

製品展示や世界観装飾などを行い、来街する人々を誘引し、 サンプリングやタッチ&トライを展開。



[地下]

喫茶パステト

## B1F(カフェタイアップ)

### 各種ビジュアル掲出や連動企画を展開

製品のポスターやフライヤー等、製品のビジュアルを店舗内に掲出。 また、利用者特典等を付与し、イベントスペースへの誘引も可能。 Ex)レシートをお持ちの方に、ノベルティをプレゼント etc



### 運用規約

- 1. 放映開始前に「クライアント審査」「放映素材審査」がございます。審査の結果によっては、放映できない場合もございます。
- 2. 放映素材の入稿締め切りは、放映開始日の7日前とさせていただきます。
- 3. 当局の指導により、24 時以降、25 時まで音声がありません。予めご了承ください。
- 4. 弊社の責に帰す事故等による運転休止または特別放映等の場合により、予定放映回数が実施できない場合は補填放映を実施しすることで保障放映回数を保障し、 これを履行したものと致します。
- 5. 弊社放映基準に抵触する内容に関しましては、放映をお断りする場合がございます。放映開始後に放映基準に抵触していることが判明した場合も同様です。
- 6. 天災事故等弊社の責に帰さないやむを得ない事情により、媒体そのものの運用に物理的もしくはシステム的な障害が発生した場合、 放映が中止される場合がございます。
- 7. 放映開始時に下記放映基準をクリアしていたとしても、その後の事情により広告主様もしくは広告商品に反社会的な事件もしくは事故が発生し、当該媒体自体 及び当該媒体で放映する他の広告に悪影響を及ぼすことが推定される場合、放映を中止する場合がございます。
- 8. 前4~6項の場合、いただいた放映料金等一切の金銭の返金はできませんのでご了承ください。

### 放映基準

- 1 以下の各号の一に該当するものは、放映を禁止致します。
  - 1. 公序良俗に反するもの、児童・青少年の人格形成や習慣に悪影響を及ぼすもの等、 社会通念上放送できないと認められるもの。
  - 2. 通行人等に不快の念を与える表現や、広告主が明らかでなく責任の所在が不明確なものなど、広告表現上不適当と認められるもの。
  - 3. 政治的、思想的意図のあるものや寄付募集、宗教活動、暴力団等の特殊な結社団体に関わるもの。(公職選挙法などで認められているものを除く)
  - 4. 一部風俗営業や権利関係、取引の実態が不明確な業種。(マルチ商法、霊感商法等)
  - 5. 医療・医薬品・医療器具・化粧品などの広告で、医師法・医療法・薬事法などに触れる恐れのあるもの、その他法令等により放映を禁止されているもの。
  - 6. 他の媒体(テレビ放送、PR ビデオ、CM 等)のために製作された映像で、 著作権などの権利関係が明確に処理されていないもの。
  - 7. 皇室、王室、元首、国旗、オリンピックや国際的な博覧会、大会などのマーク、標語、呼称、個人名、企業名、団体名、写真、新聞記事、談話及び商標、 著作物などを無断で使用しているもの。
  - 8. 視聴者が通常感知し得ない方法によって、何らかのメッセージの伝達を意図する手法。(サブリミナル的表現手法等)
  - 9. 国際条約、国内法規、景品表示法、独占禁止法に違反するもの。
- 10. 虚偽、または誤解されるおそれがあるもの。(最高、最大級の表現、断定的、効果・効能の表現、比較または優位性の表現を確実な事実の裏付がなく使用したもの。)
- 11. その他、弊社が不適当と認めるもの。
- 12. 上記の規定にない事項については、「日本民間放送連盟放映規基準」を準用いたします。

# 運用規約・放映基準



- 2 業種・商品別の表示規制等
  - 1. 不動産広告:
    - (1) 公正競争規約による表示規制。
    - (2) 投げ売り、特売、早い者勝ち等、契約を急がせる表示は認めない。(「先着順」は 手続き説明であり、これに当たらない。)
  - 2. コンタクトレンズ: 「コンタクトレンズは必ず眼科医の処方により、正しくご使用下さい。」等の主旨の表示が必要。
  - 3. 医薬品 :「使用上の注意をよく読んで、正しくお使い下さい。」等主旨の表示が必要。「痩せる」、「治る」、「軽くなる」等効能の約束表示は出来ない。
  - 4. 病院・医療機関: 医療法(6条 医業,歯科医業又は助産師の業務等の広告、69条 医業等に関する広告の制限、70条 広告することができる診療科名)および、厚生労働省告示に規定する事項以外は原則として表示できない。なお「美容・整形外科」についても、医療法・厚生労働省告示の主旨による。
  - 5. ギャンブル:過度に射幸心を煽る内容・表現の物は認めない。
  - 6. 銀行・信販カード:キャッシング機能表示は事前に要相談。
  - 7. 消費者金融:
    - (1)誇大な表現又は安易な借入を助長するものは認めない。
    - (2)「ご利用は計画的に」等の標語を明示すること。
  - 8. 紙巻きたばこ:財務省告示によるものとし、原則として認めない。ただし、マナー広告は審査の上承認する。
  - 9. 宗教・宗派:
    - (1) 宗教施設や行事の案内に限り審査の上承認する。
    - (2) 教義・経典の類、布教を目的とするもの及び他の宗教・宗派に対して 言及 (批判・中傷等 ) するものは認めない。
    - (3) 教団・教祖等が発行する出版物については宣伝の内容を審査の上承認する。
  - 10. 風俗営業:キャバレー、特殊浴場、ストリップ劇場、ラブホテル(ファッションホテル)、アダルトショップ、ファッションマッサージ、個室ビデオ等及び 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める性風俗関連特殊営業については掲出を認めない。
  - 11. タイアップ広告・連合広告: 表示内容等は事前に要相談。 関連性・企画性があり、統一されたものであれば審査の上承認する。
  - 12. 意見広告:原則として意見発表の場としない。例えば、国内世論が大きく分かれている問題については、賛否両論とも取り扱わない。
  - 13. 出版広告:原則として市販されている書籍・雑誌の広告を対象とし、その表現内容について下記項目により審査する。
    - (1) 虚偽もしくは不正確な表現で、事実と誤認される恐れのある表現がないかどうか。
    - (2) 法規に抵触する恐れのある表現はないかどうか。
    - (3) 犯罪を示唆したり暴力を礼賛するなど、社会的に悪と見なされるものを推奨または肯定する表現がないかどうか。
    - (4) 出版広告の形式をとりながら選挙の事前運動などの売名行為が主な目的の内容ではないかどうか。
    - (5) 性に関する表現が、露骨または挑発的ではないかどうか。
    - (6) 痴漢などの性犯罪を誘発・助長するような表現はないかどうか。
    - (7) 男女の別なく不快の念をもたらす表現はないかどうか。
    - (8) 性犯罪を興味本位に取り上げた表現はないかどうか。
    - (9) 児童や未成年の性行動に関する表現はないかどうか。